

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 5月17日
【会社名】	横浜丸魚株式会社
【英訳名】	Yokohama Maruuo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩瀬 一雄
【本店の所在の場所】	横浜市神奈川区山内町1番地中央市場内
【電話番号】	045(459)2921(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 成田 秀昭
【最寄りの連絡場所】	横浜市神奈川区山内町1番地中央市場内
【電話番号】	045(459)2921(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 成田 秀昭
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1【提出理由】

当社は、平成25年5月17日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である川崎丸魚株式会社（以下、「川崎丸魚」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 川崎丸魚株式会社

本店の所在地 神奈川県川崎市宮前区水沢一丁目1番1号

代表者の氏名 代表取締役社長 藤川 勝敏

資本金の額 360百万円（平成25年3月31日現在）

純資産の額 816百万円（単体）（平成25年3月31日現在）

総資産の額 2,167百万円（単体）（平成25年3月31日現在）

事業の内容 水産物ならびにその加工品の購入、販売および販売の受託、水産物の加工、前各号に関連する一切の業務

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益（単体）

（単位：百万円）

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	18,236	17,318	16,561
営業利益又は営業損失（ ）	9	12	26
経常利益又は経常損失（ ）	20	1	37
当期純利益又は当期純損失（ ）	13	2	21

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成25年3月31日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
横浜丸魚株式会社	65.92%
株式会社マルハニチロ水産	7.69%
株式会社横浜銀行	4.81%
株式会社極洋	4.81%
株式会社ニチレイフレッシュ	2.88%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、平成25年3月31日現在、川崎丸魚の発行済株式の総数（5,200,000株）の65.92%に相当する3,428,000株を所有しております。
人的関係	当社の専務取締役、取締役執行役員及び取締役（非常勤）各1名が川崎丸魚の取締役を、当社の監査役1名が川崎丸魚の監査役を兼務しております。
取引関係	当社は川崎丸魚との間で、商品の一部売買を行っております。

(2) 本株式交換の目的

当社は、グループ経営の機動性を高め、業務の効率化とシナジーを拡大し、連結収益力の強化及び連結企業価値の向上を図ることを目的として、連結子会社である川崎丸魚を本株式交換により完全子会社とすることいたしました。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容及びその他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、川崎丸魚を株式交換完全子会社とする株式交換であります。

本株式交換は、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、当社株主総会による承認を受けずに行う予定であります。川崎丸魚については、平成25年6月25日に開催予定の第58回定時株主総会において株式交換契約の承認を受けたうえで行う予定であります。

なお、本株式交換の効力発生日は平成25年10月1日を予定しておりますが、両社の合意により変更されることがあります。

株式交換に係る割当ての内容

川崎丸魚の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.275株を割当交付いたします。但し、当社が保有する川崎丸魚の普通株式（平成25年4月30日現在：3,448,000株）については、割当交付を行いません。

当社は、本株式交換により、当社普通株式481,800株（予定）を割当交付いたしますが、割当交付する当社普通株式は保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、当社が割当交付する自己株式の総数は、川崎丸魚による自己株式の消却その他の理由により今後修正される可能性があります。

（注1） 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（1,000株未満の株式）を所有することとなる川崎丸魚の株主の皆様におかれましては、株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領する権利を有することとなりますが、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

（イ）単元未満株式の買取制度（1,000株未満の株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様が当社に対し、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

（ロ）単元未満株式の買増制度（1,000株への買増し）

会社法第194条第1項及び定款の定めに基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様が当社に対し、自己の有する単元未満株式と併せて1単元（1,000株）となる数の単元未満株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

（注2） 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の1株に満たない端数の交付を受けることとなる川崎丸魚の株主の皆様に対しては、会社法第234条第1項の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付します。

その他の株式交換契約の内容

当社が川崎丸魚との間で、平成25年5月17日付で締結した本株式交換に係る株式交換契約書の内容については、末尾の別紙をご参照ください。

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎及び経緯

本株式交換における株式交換比率については、公正性・妥当性を確保するため、当社は、第三者算定機関として、みずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）に算定を依頼しました。みずほ証券は、上場会社である当社の株式価値については市場株価方式、非上場会社である川崎丸魚の株式価値については類似会社比較方式およびディスカунテッド・キャッシュフロー方式を採用し、株式交換比率を算定しました。

当社は、みずほ証券による株式交換比率の算定結果を参考にしたうえで、両者間における協議のうえ、株式交換比率を決定いたしました。

算定機関との関係

みずほ証券は、当社及び川崎丸魚の関連当事者には該当しません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	横浜丸魚株式会社
本店の所在地	横浜市神奈川区山内町1番地中央市場内
代表者の氏名	代表取締役社長 岩瀬 一雄
資本金の額	1,541百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません
総資産の額	現時点では確定しておりません
事業の内容	水産物およびその加工品の購入、販売および販売の受託、水産物の加工製造ならびに貿易、冷蔵庫の経営、不動産の所有および賃貸、前各項に関連する一切の業務

以上

(別紙)

株式交換契約書

横浜丸魚株式会社(以下、「甲」という。)及び川崎丸魚株式会社(以下、「乙」という。)は、平成25年5月17日付で、以下のとおり株式交換契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲が乙の株式交換完全親会社、乙が甲の株式交換完全子会社となる株式交換(以下、「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式(但し、甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。)の全部を取得する。

第2条(甲及び乙の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所はそれぞれ以下のとおりである。

甲(株式交換完全親会社)

商号：横浜丸魚株式会社

住所：横浜市神奈川区山内町1番地中央市場内

乙(株式交換完全子会社)

商号：川崎丸魚株式会社

住所：神奈川県川崎市宮前区水沢一丁目1番1号

第3条(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」という。)における乙の株主(但し、甲を除く。以下、本条において同じ。)に対し、乙の普通株式に代わり、乙の株主が有する乙の普通株式の株式数に、0.275を乗じた数の甲の普通株式(甲の有する自己株式)を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式0.275株の割合をもって割り当てる。
3. 本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対し交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条(資本金及び準備金の額)

本株式交換に際しては、乙の株主に割当・交付される甲の株式はすべて甲の有する自己株式とするものとし、会社計算規則第39条の規定に基づき、甲の資本金及び準備金の額は変動しないものとする。

第5条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下、「効力発生日」という。)は、平成25年10月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条(株式交換契約承認株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行うものとする。但し、同法第796条第4項の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成25年6月25日開催予定の第58回定時株主総会において、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求めるものとする。
3. 前二項に定める手續は、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。
2. 甲は、平成25年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、1株当たり10円、総額66,010,400円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとする。

第8条（自己株式の消却）

第7条の定めにかかわらず、乙は、取締役会決議により、乙が保有する自己株式及び基準時までに乙が保有することとなる自己株式の全部（本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求により取得することとなる自己株式を含む。）を、基準時において消却するものとする。

第9条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態若しくは経営成績又は権利義務に重大な変動が生じた場合、あるいはその他諸般の事情から本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じることが明らかとなった場合において本契約の目的の達成が困難となったときには、甲及び乙は協議の上、合意に基づき本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条第1項但書に定める甲の株主総会における承認（但し、会社法第796条第4項の規定に従い本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合に限り。）、同条第2項に定める乙の株主総会における承認若しくは本株式交換に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られないとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意の上、これを定める。

（以下、余白）

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年5月17日

甲 横浜市神奈川区山内町1番地中央市場内
横浜丸魚株式会社
代表取締役社長 岩瀬 一雄

乙 神奈川県川崎市宮前区水沢一丁目1番1号
川崎丸魚株式会社
代表取締役社長 藤川 勝敏